

## 公益社団法人 日本矯正歯科学会表彰規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人日本矯正歯科学会表彰規程における学会賞、奨励賞、特別功労賞及び論文賞の授賞候補者の選考に関し、必要な事項を定める。

(授賞者の資格と選考基準)

第2条 各賞の授賞者の資格及び選考基準を以下のとおり定める。

一 学会賞

年齢、国籍及び会員、非会員を問わず、2名以内とする。

二 奨励賞

(1) 次の各号に該当する者、3名程度とする。

- ①申請時の年齢が35歳未満の者
- ②過去に本賞の受賞経験がない者

(2) 奨励賞の対象となるものは、以下に該当する業績を有することとする。

- ①国内外の学術雑誌に掲載された歯科矯正学関連の原著論文を原則とし、その内容が本学会学術大会において発表されたもの。ただし、Orthodontic Waves (ODW) 及び Orthodontic Waves-Japanese Edition (OWJ) に掲載された論文の場合、本学会学術大会での発表の有無を問わない。
- ②共著又は共同発表の場合は筆頭者とする。
- ③共著論文にあつては著者の半数以上が歯科矯正学専攻であること。

三 特別功労賞

年齢、国籍及び会員、非会員を問わず、2名以内とする。

(申請手続き)

四 論文賞

(1) 次の各号に該当する論文、3編以内とする。

- ①年齢、国籍及び会員、非会員を問わない。
- ②奨励賞の対象論文を除くこととする。

(2) 論文賞の対象となるものは、以下に該当する業績を有することとする。

- ①ODW及びOWJ に掲載された歯科矯正学関連の原著論文あるいは症例報告とする。
- ②共著論文の場合は著者全員を授賞者とする。
- ③共著論文にあつては著者の半数以上が歯科矯正学専攻であること。

第3条 各賞の申請手続きを以下のとおり定める。

一 学会賞：推薦者は以下の書類を、委員長に提出する。

- (1) 推薦書(所定の様式) 1通
- (2) 被推薦者の履歴書及び主要業績目録 各1通

二 奨励賞：応募者は以下の書類を、選考対象年の翌3月31日までに委員長に提出する。

- (1) 奨励賞応募申請書（所定の様式） 1通
- (2) 応募論文の別刷又はコピー 6通
- (3) 共著又は共同発表の場合は他者の同意書（所定の様式） 1通

三 特別功労賞：推薦者は以下の書類を，委員長に提出する．

- (1) 推薦書（所定の様式） 1通
- (2) 被推薦者の履歴書 1通

四 論文賞：応募者は以下の書類を，選考対象年の翌3月31日までに委員長に提出する．

- (1) 論文賞応募申請書（所定の様式） 1通
- (2) 応募論文の別刷又はコピー 6通
- (3) 共著論文の場合は著者全員の同意書（所定の様式） 1通

（選考委員会）

第4条 選考委員会の構成については規程第3条に定める以外は公益社団法人日本矯正歯科学会定款施行規則第10条に準じる．

（その他）

第5条 授賞に伴う副賞等については，選考委員会が提案し，理事会で決定する．

第6条 申請書類（論文別刷を含む）の返却は行わない．

第7条 この規程を変更し，又は廃止しようとするときは，社員総会の議決を経なければならない．

附 則

- 1 本規程は，内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する．
- 2 本規程は，平成28年2月29日に改正し，同日から施行する．